

特定地域型保育事業所における給付費の不正受給と 行政処分の実施について

概要

市内認可保育施設である特定地域型保育事業所「光明 河の畔のKinderHouse」（小規模保育事業 A 型）において、実態とは異なる内容で地域型保育給付費を不正に受給していたことが判明したため、当該施設を運営する学校法人寶晃学園について、子ども・子育て支援法第 52 条第 1 項に基づき、特定地域型保育事業者の確認の一部効力の停止（12 カ月間の新規利用者受入停止）の行政処分を行った。

また、不正に受領した給付費について、子ども・子育て支援法第 12 条第 2 項に基づく加算金を含めた額を返還するよう求めている。

1 処分を行う事業者・事業所の概要

(1)対象事業者

名称 学校法人 寶晃学園
代表者名 理事長 阿部 良寛
所在地 福津市津屋崎 7 丁目 12-1

(2)対象事業所

名称 光明 河の畔の KinderHouse
類型 小規模保育事業 A 型
所在地 福津市内殿 608-1
事業開始年月 令和 2 年 4 月
定員 9 人
在籍園児数 2 人(令和 7 年 2 月 1 日現在)
内訳(1歳児:1 人、2歳児:1人)

2 処分の概要

(1)処分の内容 確認の一部効力の停止(12 カ月間の新規利用者の受入停止)
(2)処分決定日 令和 7 年 2 月 27 日
(3)適用期間 令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日

3 経緯

令和 6 年 3 月 11 日	第三者から管理者の勤務実態について情報提供
令和 6 年 3 月以降	事実確認のための調査開始(書類審査、関係者からの聴取等)
令和 6 年 5 月 21 日	事業者からの聴取
令和 6 年 11 月 8 日	福岡県より令和 5 年度施設型給付費等に係る 処遇改善等加算の再認定の通知
令和 6 年 11 月 13 日	子ども・子育て支援法等に基づく定例指導監査の実施
令和 6 年 11 月 13 日	返還請求の通知
令和 6 年 12 月 25 日	行政手続法に基づく聴聞通知書の交付
令和 7 年 1 月 24 日	行政手続法に基づく聴聞の実施
令和 7 年 2 月 27 日	行政処分決定

4 処分の理由および根拠法令

(1)地域型保育給付費の不正請求(子ども・子育て支援法第 52 条第 1 項第 4 号)

勤務実態がないにも関わらず、管理者を配置していると偽り「令和 5 年度加算率等認定申請書(処遇改善等加算 I)」、「令和 5 年度施設型給付費等にかかる加算(調整)適用申請書」を提出し、地域型保育給付費を不正に過大請求し、受領した。

(2)虚偽の報告(子ども・子育て支援法第 52 条第 1 項第 5・6 号)

児童福祉法第 34 条の 17 および子ども・子育て支援法第 50 条第 1 項の規定に基づき市が報告を求めた際(令和 5 年度実施の定例指導監査)に、勤務実態のない管理者について、出勤していたかのように装う虚偽の令和 5 年度 7 月分出勤簿を作成し提出した。

5 不正請求に係る返還金

返還金の総額 : 4,163,880 円

(内訳)

不正に受領した地域型保育給付費の額 : 2,974,200 円

子ども・子育て支援法第 12 条第 2 項に基づく加算金 : 1,189,680 円